

○上越教育大学総合学生支援室規則

(令和2年3月11日規則第5号)

最終改正 令和3年11月24日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、上越教育大学学則（平成16年学則第1号）第12条の3第2項の規定に基づき、上越教育大学総合学生支援室（以下「支援室」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 支援室は、上越教育大学の学生の修学、就職及び生活に関する総合的な学生支援体制を構築し、実質的に機能させることを目的とする。

(業務)

第3条 支援室においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 総合的な学生支援に係る方策の企画立案に関すること。
- (2) 学生支援に係る関係組織の連携に関すること。
- (3) 内部質保証に関すること。
- (4) その他学生の修学、就職及び生活の支援に関し、学長が必要と認めた事項
(組織等)

第4条 支援室は、次の各号に掲げる職員（以下「室員」という。）をもって組織する。

- (1) 総合学生支援室長（以下「室長」という。）
- (2) 教務委員会委員長
- (3) 学生委員会委員長
- (4) 就職委員会委員長
- (5) 教育実習委員会委員長
- (6) 学校実習委員会委員長
- (7) 入学試験委員会委員長
- (8) 保健管理センター所長
- (9) 教育支援課長
- (10) 学校実習課長
- (11) 学生支援課長
- (12) 特命課長（就職支援担当）
- (13) 入試課長
- (14) その他必要な職員

2 室長は、学長が指名した副学長をもって充て、支援室の業務を統括する。

3 室長は、必要があると認めるときは、副室長を置くこととし、第1項第2号から第14号までに掲げる室員のうちから指名する。

(支援室会議)

第5条 室長は、支援室の業務に関する事項を審議するため、室員による会議を招集し、その議長となる。

2 室長は、必要があると認めるときは、室員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務の処理)

第6条 支援室に関する事務は、関係課の協力を得て、学生支援課において処理する。

(細則)

第7条 この規則に定めるもののほか、支援室に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人上越教育大学総合学生支援室規程(平成22年規程第10号)は、廃止する。

附 則(令和3年規則第8号(令和3年11月24日))

この規則は、令和3年11月24日から施行する。